

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

七ヶ浜町長 寺 澤 薫

市町村名 (市町村コード)	七ヶ浜町 404
地域名 (地域内農業集落名)	七ヶ浜地区 (湊浜、松ヶ浜、菖蒲田浜、花淵浜、吉田浜、代ヶ崎浜)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月29日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・水田の約84%が中間管理事業等により認定農業者へ集積済みである。
・畑のほとんどは自作地であり、高齢化や後継者不足により急激な未利用農地の拡大が懸念される。
・直近10年間の新規就農者はおらず、上記課題の解消を図るため多様な経営体の確保が必要である。また、雇用就農の受け皿となる法人への積極的な誘導を図ることも必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域計画については定期的に見直しを行い、変更が生じた場合は農業者、農業委員会、中間管理機構、JA及び土地改良区等の関係者間で協議を行い、決定することとする。
・作物は水稲、転作大豆を中心に、小松菜、その他野菜のほか、果樹の栽培なども視野に、未利用農地の活用促進を図ることとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	153 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	153 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とし、その他の農地については、土地所有者、耕作者が引き続き耕作・管理等を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業を担う者を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地コーディネーターと調整し、中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
水田については特別な事情のない限り、原則として農地中間管理機構を通じた貸借を促進していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で取組の予定はなし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら地域の農業を担う者として育成していくため、町、県及びJA等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点で取組の予定はなし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

Empty space for writing the selected measures
